

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の申請主体の名称

山 梨 市

2 地域再生計画の名称

“輝き”やまなし創生計画

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成 16 年 10 月から

4 地域再生計画の意義及び目標

本市は、山梨県のほぼ中央部にあり、中央自動車道やＪＲ中央線等で首都圏から約 1 時間 30 分と近距離に位置している。

市の中央部を南北に流れる笛吹川、東から注ぐ重川・日川の三川がもたらす肥沃な土地が広がる農業が基幹産業の都市である。

本市の農業は果樹栽培が主であり、栽培されている果樹の品種は桃・ぶどう・さくらんぼ・かき・キウイ・スモモ等種類が多種にわたっている。特に、桃とぶどうの生産量は、全国市町村別でそれぞれ第 2 位を誇っている。

なかでも、公共整備区域・試験研究区域・民活整備区域を備えた笛吹川フルーツ公園があり、フルーツミュージアム、くだもの広場、ホテル、温泉など年間を通じフルーツにふれあう観光施設が整備されている。

しかし、ここ数年は、農業経営の高齢化、農業者の高齢化及び販売価格の低迷等から、離農が進み遊休農地が増大してきている。

このため本市では、平成 15 年 5 月 21 日に構造改革特区「山梨市農地いきいき特区」の認定を受け、特定事業 1001「地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業」及び 1002「地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業」により、平成 16 年 8 月市民農園の開設を予定している。

しかし市街地には滞在型の宿泊施設が少ないため、本市で長期滞在できる施設として、空き部屋となっている市営住宅を支援措置により目的外利用することにより、首都圏からの交流人口の増加を図る。

また、市の中心部を流れる笛吹川右岸沿いには、万力公園・万葉の森があり、年間を通して市内外から多くの人々が訪れ、緑と動物にふれあう場として賑わっている。特に、毎年6月には「万葉うたまつりとホタル観賞会」を開催し、文化の心を育み、ホタル観賞を通じて環境保護と自然の大切さを考える機会として、市内外の人々の交流の場となっている。

そこで、本市は国土交通省が策定している河川整備計画との調整を図り、市のまちづくりや河川活用計画の基礎資料、さらには地域から川づくりに取り組む姿勢をまとめたウォーターフロント構想を策定し、人々が水辺に親しめる空間を整備する。

具体的には、万力公園・万葉の森と隣接する笛吹川を包括占用許可制度により、多自然型園路、フラワーポケットなど自然と共存する河川空間を整備し、訪れた都市住民が憩える場として整備する。

これら施策の連携により、特区事業に参入した特定法人が主催する農業体験や、開設した市民農園を利用する都市住民が、市の観光施設である都市公園の笛吹川フルーツ公園、万力公園・万葉の森、国宝清白寺や重要文化財窪八幡神社、更に包括占用制度を活用した笛吹川親水区域などを散策し、また桃狩りやぶどう狩りなどを体験することができる観光コースを設けることにより、首都圏などの都市住民を中心とした交流人口の増加を図ることにより地域再生を目指す。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

この支援措置を講ずることにより、現在のイベントに首都圏などの都市住民が本市を訪れるだけでなく、桃の花が咲く春から空気が澄む冬まで一年間を通じて訪れるようになり、本市への交流人口の増を図る。

年度	H15	H18	H20
交流人口	1,300 千人	1,365 千人	1,430 千人

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

- 1 1 2 0 2 公営住宅における目的外使用承認の柔軟化
- 2 1 2 0 3 0 河川占用における「包括占用許可制度活用ガイドライン」の策定等

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

(1) 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組

「山梨市農地いきいき特区」

特定事業 1001 「地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は
採草放牧地の特定法人への貸付け事業」

特定事業 1002 「地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農
地貸付け事業」

(2) その他の関連事業

ウォーターフロント構想による河川整備事業

市全体を野外博物館と位置付けたフィールドミュージアム構想

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

別 紙

1 支援措置の番号及び名称

1 1 2 0 2 公営住宅における目的外使用承認の柔軟化

2 支援措置を受けようとする者

山梨市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

公営住宅を住宅用途として目的外使用する理由及びその概要
本市の市営住宅492戸のうち、入居希望者が少なく空家が多い市営住宅
藤ノ木団地の利用促進を図り、空家として放置しておくより地域再生計画
による住宅として使用することにより管理を行う。

構造改革特区「山梨市農地いきいき特区」の農業体験者および市民農園
利用者の長期滞在施設とする。また、果樹栽培などの農業研修者、果実を
原料とする加工技術などの商工業研修者の長期滞在施設としての利用も可
とする。

目的外使用する団地名、所在地、戸数、期間、及び補助金交付年度

団地名	市営住宅藤ノ木団地・総戸数102戸
所在地	山梨市西60番地
戸数	10戸以内
期間	1年
補助金交付年度	昭和48年度から昭和50年度

事業主体における過去3年間の応募倍率及び空家戸数		
	応募倍率（倍）	空家戸数（戸）
平成13年度	1.00	13
平成14年度	0.96	17
平成15年度	0.84	19

目的外使用の使用料等の条件

公営住宅法による所得金額により使用料を決定するのではなく、この再生計画による市営住宅の目的外使用による使用料は均一とする。使用料は、近傍同種住宅の家賃以下と定め、契約期間は最高１年とする。

なお、旅館業法等関係諸法との調整から、一定期間の貸出を原則とする。

その他目的外使用する団地の図面等

添付資料のとおり

地域再生計画認定後実施した公営住宅における目的外使用については、下記事項を事後報告する。

目的外使用した団地名、所在地、戸数

目的外使用開始年月日

目的外使用期間

目的外使用料

別 紙

1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 3 0 河川占用における「包括占用許可制度活用ガイドライン」
の策定等

2 支援措置を受けようとする者

山 梨 市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

本市では、笛吹川周辺において、市のまちづくりや河川活用計画の基礎資料、さらには地域から川づくりに取り組む姿勢をまとめたウォーターフロント構想を策定し、人々が水辺に親しめる空間の整備を検討している。

平成 16 年度中に配布される河川占用における「包括占用ガイドライン」の内容を参考にし、万力公園を中心とする根津橋から亀甲橋までの河川区域において、多自然型園路、フラワーポケット、親水広場の整備及び市の鳥「ちどり」が生息できる自然と共存型の環境整備などを検討していきたい。

別紙 関係者の意見聴取の状況

団体名	山梨県（衛生薬務課）
意見聴取日	平成 16 年 5 月 11 日
意見聴取の方法	電話による聞き取り
意見概要	本市が検討している公営住宅の目的外利用に関し、旅館業法に該当するか照会。 空部屋を市民農園利用者や農業研修者等の特定の者と賃貸借契約（１年）するということであれば、旅館業法には該当しない旨の回答
意見に対する対応	